

TEPCO

ビジネスガス「セット割」

令和元年10月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

ビジネスガス「セット割」

1 対象となるお客さま

次のすべての条件を満たすお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 同一の需要場所において、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約と、当社が指定する主契約料金表（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）のガスの需給契約を契約されること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、この供給条件により算定された料金と(1)に該当するガスの料金を継続して一括して請求できること。

2 料金その他の供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、ビジネスガス「セット割」の料金その他の供給条件（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、変更後の料金表の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、変更後の料金表の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) 当社は、この料金表を変更する場合、変更後の料金表の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の料金表の内容を電磁的方法等によりお

客さまにお知らせいたします。

- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 契約の成立および契約期間

- (1) ビジネスガス「セット割」は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、ビジネスガス「セット割」が成立した日から、ビジネスガス「セット割」が消滅する日までといたします。

4 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、原則として、1（対象となるお客さま）(1)に該当するガスの料金の適用開始の日の直後の計量期間等の始期といたします。

ただし、1（対象となるお客さま）(1)に該当するガスの料金の適用開始の日に1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の料金の適用が開始されていない場合は、1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の料金の適用開始の日といたします。

5 料 金

- (1) 当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約にもとづく各月の料金は、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の供給条件にかかわらず、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の供給条件によって料金として算定された金額から(2)のビジネスガスセット割引額を差し引いたものといたします。

なお、ビジネスガスセット割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

(2) ビジネスガスセット割引額

1 契 約 に つ き	102円00銭
-------------	---------

6 ビジネスガス「セット割」の消滅

(1) お客さまがビジネスガス「セット割」を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降の計量期間等の始期としていただきます。

(2) ビジネスガス「セット割」は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日にビジネスガス「セット割」が消滅したものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、ビジネスガス「セット割」を解約することがあります。

イ お客さまが電気の需給契約を廃止される場合または電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）31（解約等）（1）に準じて当該需給契約を解約する場合

ロ 1（対象となるお客さま）（1）または（2）を満たさなくなった場合

7 そ の 他

(1) ビジネスガスセット割引額の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

(2) 当社は、ビジネスガス「セット割」を終了する場合、契約終了の6ヶ月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、ビジネスガス「セット割」を終了することがあります。

(3) その他の事項については、需給約款または当社が指定する契約種別の供給条件に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定におけるビジネスガスセット割引額の料金率については、5（料金）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	100円00銭
-------------	---------

3 料金表の変更にかかわる取扱い

2（料金その他の供給条件の変更）(1)、(2)および(3)は、附則1（実施期日）にかかわらず、令和2年3月31日までの間、次のとおりといたします。

- (1) 当社は、ビジネスガス「セット割」の料金その他の供給条件（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般

送配電事業者に限ります。)が定める託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。